

岩手県委託訓練事業（長期高度人材育成コース）について

長期高度人材育成コースとは

公共職業訓練（委託訓練）において、これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指す。

【対象者】

離職者等（専門学校、短大等の一般の学生と同じクラスに入り、24か月の職業訓練で、国家資格等取得し、正社員就職を目指す者。）

※公共職業安定所に求職申込みした者で、安定所長から職業訓練の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

※受講料無料（教材等自己負担あり）

《令和7年度訓練科実績》

・介護福祉士養成科	1コース定員3～4名×3訓練科予定	⇒ 1～4名×2訓練科実施
・保育士養成科	1コース定員3～4名×5訓練科予定	⇒ 2～4名×5訓練科実施
・情報に関する訓練科	1コース定員 3名×3訓練科予定	⇒ 1～2名×3訓練科実施
・その他養成科（調理師、美容師、理容師）	1コース定員1～2名×12訓練科予定	⇒ 1～7名×4訓練科実施

【県から専門学校へ委託する業務】

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ① 必要に応じた訓練受講者の選考への参加 | ⑩ 災害発生時の連絡 |
| ② 訓練受講者の出欠席の管理及び指導 | ⑪ 訓練実施状況の把握及び報告 |
| ③ 訓練の指導記録の作成 | ⑫ 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告 |
| ④ 受講証明書等に係る事務処理 | ⑬ 能力評価及び職業能力証明シートの作成 |
| ⑤ 訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導 | ⑭ 訓練受講生への就職支援の実施 |
| ⑥ 訓練受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理 | ⑮ 就職状況の把握及び報告 |
| ⑦ 訓練受講者の中途退講に係る事務処理 | ⑯ 定着状況の把握及び報告 |
| ⑧ 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出 | ⑰ その他委託訓練及び就職支援の実施に伴い県が指示する事項 |
| ⑨ 職業訓練受講給付金対象者に係る事務処理 | |